

監監第 605 号  
令和7年10月14日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒井 良清
同	高品 彰
同	前田 一
同	瀬之間 康浩
同	麓 理恵

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年9月19日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

#### （理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

#### 1 損害賠償債務の求償を怠る事実について

本件請求において請求人は、「労務担当管理職員ら」が「令和2年10月12日に災害対応として勤務した総務局職員、令和6年8月31日から9月1日の災害対応として勤務した総務局、西区及び下水道河川局の職員の休日勤務」について、「振替取得をさせるよう指導を強化し」、「職員の休日勤務に係る超過勤務手当請求権の実現を違法に侵害し」た。

「労務担当管理職員の悪意に基づき市に損害が発生しており、」「市の負った損害賠償債務を労務担当管理職員らに対して求償をすることを怠る事実」「について調査を求める。」と述べていることから、財産の管理を怠る事実について主張しているものと解されます。

しかし、市が職員に対して求償をするためには、少なくとも市が損害賠償義務を履行したことが要件となります。職員措置請求書及び事実証明書からはこの損害賠償義務の履行を確認することはできないため、市が職員に対して求償権という財産を有しているとは認められません。

したがって、請求人の主張は、住民監査請求の対象となる財産の管理を怠る事実を摘示したものとは認められません。

（裏面あり）

## 2 超過勤務手当の支給について

請求人は、「令和6年8月31日から9月1日の災害対応として勤務した総務局、西区及び下水道河川局の職員の休日勤務に係る超過勤務手当」と述べていることから、令和6年8月31日及び同年9月1日の災害対応のため、休日勤務した総務局、西区及び下水道河川局の職員に対する超過勤務手当の支給について摘示しているものと解されます。

本件請求において請求人は、「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）3条は、特殊な勤務条件の職員を除き、日曜及び土曜日を勤務を要しない日（以下「休日」という。）と定めている。横浜市一般職の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）14条は、通常の勤務日（以下「平日」という。）における超過勤務に対し時間当たり1.25倍、休日の勤務を同1.35倍の割増賃金を定めている。」「事後振替は適法に休日が変更されないため、当該勤務日を平日と扱うことは根拠がなく、これらの超過勤務手当は条例の規定に違反した支出である。」と述べています。

しかし、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号。以下「勤務時間条例」といいます。）第3条の2第1項は、「任命権者は、職員に前条第1項又は第4項の規定により勤務を要しない日とされた日において特に勤務を命ずる必要がある場合は、人事委員会規則で定めるところにより、同条第2項から第4項までの規定により勤務時間が割り振られた日（第5条に規定する休日及びこれに代わる日を除く。以下「要勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にあるものを勤務を要しない日に変更して、当該要勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務を命ずる必要がある日に割り振ることができる。」と規定しています。また、勤務時間条例第3条の2第1項の「人事委員会規則で定める期間」について、超過勤務及び勤務を要しない日等の振替に関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第7号。以下「振替規則」といいます。）第2条第1項は、「勤務を命ずる必要がある日と同一週となる期間（業務上特に支障があるときは、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間）」と規定しています。

そのため、勤務時間条例及び振替規則の規定により、振替規則で定める振替可能な期間においては、要勤務日を勤務を要しない日に変更して、当該要勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務を命ずる必要がある日に割り振ることができる根拠は存在しているため、請求人は超過勤務手当の支給を違法とする理由を明らかにしていません。

したがって、請求人の主張は、財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。